

**平成28年度
遠野市健全化判断比率等
審査意見書**

遠 監 第 1 6 号
平成29年 8 月28日

遠野市長 本 田 敏 秋 様

遠野市監査委員 佐 藤 サヨ子
遠野市監査委員 佐々木 資 光
遠野市監査委員 瀧 本 孝 一

平成28年度遠野市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された標記の健全化判断比率等を審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

平成28年度健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成29年8月4日から平成29年8月28日まで

第3 審査の方法

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき市長から提出された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

記

ア 遠野市における健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	比較	備考
①実質赤字比率	-	-	-	-	-	
早期健全化基準	13.13	13.15	13.14	13.20	0.06	
②連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	
早期健全化基準	18.13	18.15	18.14	18.20	0.06	
③実質公債費比率	10.8	11.2	11.4	13.5	2.10	
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	0.00	
④将来負担比率	73.5	80.5	79.1	73.3	△5.80	
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	0.00	

イ 遠野市の公営企業における資金不足比率

(単位：%)

対象会計	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	比較	備考
水道事業会計	-	-	-	-	-	令第17条第1号
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	0.00	
農業集落排水事業特別会計	-	-	-	-	-	令第17条第3号
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	0.00	
下水道事業特別会計	-	-	-	-	-	令第17条第3号
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	0.00	

(901_健全化判断比率)

備考欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「令」という。）第17条に規定する資金不足比率の算定に用いる事業の規模について、法適用企業（法第2条第1号イに規定する法適用企業をいう。）に係る特別会計にあつては「令第17条第1号」と、法非適用企業（法第2条第1号ロに規定する法非適用企業をいう。）に係る特別会計にあつては「令第17条第3号」と記載している。

(2) 個別意見

ア① 実質赤字比率について

平成28年度の実質赤字比率は、平成27年度に引き続き赤字額なしであり表記上「－」となっている。平成28年度の早期健全化基準は13.20%であり、健全範囲である。

ア② 連結実質赤字比率について

平成28年度の連結実質赤字比率は、平成27年度に引き続き赤字額なしであり表記上「－」となっている。平成28年度の早期健全化基準は18.20%であり、健全範囲である。

ア③ 実質公債費比率について

平成28年度の実質公債費比率は13.5%で対前年比2.1ポイント増加したが、早期健全化基準の25.0%を下回り健全範囲である。更に、この数値は地方債許可団体となる18.0%も下回っている。

この比率は平成26年度から平成28年度の3ヵ年平均値となっており単年度ごとでみると平成28年度は市民センター大規模改修事業や遠野西中学校プール整備事業、小友町ケーブルテレビ網の光ファイバーケーブル化整備事業、合併特例事業債による「永遠の日本のふるさと遠野基金」への積立てなど、平成27年度に合併特例事業債を活用して整備した施設等の起債償還が始まったことが主な要因であるとともに、計算式の分母となる標準財政規模が、人口減少の影響による財政需要額の減少により、前年度よりも約4億9,000万円縮減したことも要因となっている。

ア④ 将来負担比率について

平成28年度の将来負担比率は、73.3%で対前年比5.8ポイント減少した。早期健全化基準の350.0%を下回り健全範囲である。平成28年度はプライマリーバランスの黒字化を堅持したことにより一般会計における年度末起債残高が前年度と比べ約10億円減少したこと、平成26年度から平成28年度の木質バイオマスエネルギー活用推進事業の終了による債務負担予定額が約2億円減少したことなどが要因となっている。

イ 資金不足比率について

平成28年度の公営企業に係る資金不足比率は、対象となる農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計及び水道事業会計のすべてが資金不足額なしであり表記上「－」となっている。経営健全化基準は 20.0%であり、いずれも健全範囲である。

(※事業規模による経営健全化基準の早期健全化基準は20.0%であるが、資金不足比率が10.0%以上の場合は起債発行許可会計になる。)

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特にない。